

原議保存期間	5年(平成31年3月31日まで)
有効期間	一種(平成31年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

庁内各局部課長

各付属機関の長

各地方機関の長

警察庁丙生企発第15号、丙地発第6号

丙少発第7号

平成26年2月6日

警察庁生活安全局長

通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について(通達)

子供の犯罪被害を防止するための施策については、「女性・子どもを守る施策実施要綱の制定について」(平成11年12月16日付け警察庁乙生発第16号、警察庁乙官発第39号、警察庁乙刑発第13号)、「子どもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組の推進について」(平成21年1月23日付け警察庁丙生企発第10号)等に基づき推進しているところであるが、依然として、通学路等において子供が被害者となる凶悪犯罪が発生し、国民に著しい不安を与えていることから、地域社会全体で未然防止対策に取り組むことが重要である。

各都道府県警察においては、子供の安全を確保するため、次の点に配意し、関係機関・団体及び地域住民等と連携して、通学路等における子供の犯罪被害防止対策を推進されたい。

## 記

### 1 通学路等における警戒活動等の推進及び犯罪発生時の迅速的確な活動

通学路や公園等の子供が犯罪被害に遭いやすい場所及び登下校の時間帯など、地域における犯罪の発生実態や不審者情報を踏まえて、警察官、スクールサポーター等による警戒活動を行うとともに、不審者に対する職務質問を積極的に実施すること。また、子供に対する犯罪の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案については、警察本部の子供女性安全対策班をはじめ、警察の関係部門間で情報の共有を図り、行為者を早期に特定して、検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的活動を推進すること。

なお、犯罪発生時においては、情報が断片的又は不明確な場合であっても、事案の重大性に鑑み、迅速かつ広範囲に手配を実施するなど、的確な初動警察活動がなされるよう留意すること。

### 2 不審者情報等の迅速な把握と提供

子供の犯罪被害や不審者情報については、迅速かつ正確に把握するとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に対し、事案概要及び防犯対策に役立つ情報を各種広報媒体を活用してタイムリーに提供すること。

また、これらの不審者情報等が潜在化することのないよう警察への通報や相談について、教育委員会、学校、地域住民、保護者、児童等に啓発し、迅速かつ遺漏のない把握に努めること。

なお、これらの活動に当たっては、学校警察連絡協議会やスクールサポーター制度等の効果的な活用に配慮すること。

### 3 関係機関・団体等との連携

#### (1) 地域における見守り活動の推進

自治体、教育委員会、学校、自治会、防犯ボランティア団体、地域住民等と連携し、地域における見守り活動を推進するとともに、関係機関・団体、ボランティア等と情報・意見交換等の話し合いを持つ機会を設けるなどして、相互の情報等の共有を図ること。また、子供が下校後に立ち寄る施設、店舗、学習塾等の管理者及び夜間においても営業等を行う事業者（コンビニエンスストア業者、タクシー業者、警備業者、宅配業者、輸送業者等）に対する子供の見守り活動への協力を要請するなど、下校後及び夜間における見守り活動の強化にも配慮すること。

#### (2) 通学路等における環境面の改善

通学路や不審者事案の発生場所及びこれらの事案が発生する危険性のある場所については、自治体、道路管理者、教育委員会、学校、自治会、PTA等と連携し、随時、合同の防犯点検を実施するなどして、

見通しの悪い場所の解消

街路灯の設置や門灯の点灯促進

防犯カメラの設置

歩車道間のガードレール等による分離

落書き消去等の環境浄化

子供110番の家の拡充

等、環境面の改善に努めること。

### 4 被害防止教育の推進

子供を対象とした犯罪等については、行為者が甘言や詐言を用いるもの、暴行や脅迫、あるいは刃物等の凶器による傷害、車両を使用する略取など、極めて悪質な手口により犯罪が敢行される実態にあることから、学校等において防犯教室等を実施する場合には、これらの被害実態を踏まえ、行為者から甘言や詐言等による誘いを受けた場合の対処要領や危険な事案に遭遇した場合の初期的対応訓練など、子供に危険を回避する能力を身に付けさせるための参加・体験型の被害防止教育を学校等と連携して推進すること。